

ファクシミリ送信書

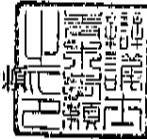
令和 6 年 11 月 11 日

【送信先】

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
原告訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利 先生 (FAX 078-367-7730)

【送信者】

AZX 総合法律事務所
被告訴訟代理人 弁護士 青木 孝頼
TEL 03-3512-2531 (代)
FAX 03-3237-2175



【事件の表示】

神戸地方裁判所 令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件
原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

【送信文書】

1. 第 6 準備書面 9 枚

【通信文】

当職は、本書を含めず上記文書合計 9 枚を直送によりお送りします。

原告訴訟代理人におかれましては、受領後は直ちに落丁等の有無をご確認いただき、下記受領書部分に記名捺印の上、裁判所及び上記送信者宛に本書面を FAX して下さいますようお願い申し上げます。

.....
受 領 書

上記事件につき、上記文書を令和 年 月 日受領しました。

受信者:原告訴訟代理人

印

- ・神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
- ・被告訴訟代理人弁護士 青木 孝頼 行 (FAX 03-3237-2175)

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

第 6 準備書面

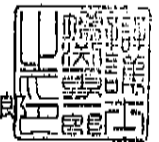
令和 6 年 11 月 11 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

被告訴訟代理人

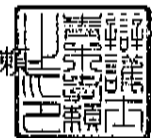
弁 護 士

増 渕 勇 一



同

青 木 孝 頼



第1 原告第 5 準備書面に対する反論

原告は、本件解約料条項は消費者契約法第 9 条第 1 項 1 号の平均的損害を超過するものである旨縷々主張するが、いずれも法令の解釈に関する独自の見解であるか、原告の推測を述べたものにすぎない。これらの事項については、本来、反論を行う必要がないと考えられるところ、誤解が生じることを避けるため、必要な範囲で反論する。

1 解約による損害は事業上織り込み済みのものではないこと

原告は最判 18 年 11 月 27 日民集 60 卷 9 号 3437 頁等を引用し、損害が織り込み済みのものであれば、平均的損害が認められないと主張する。

当該最高裁判決においては、学生納付金のうち、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する入学金と、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有する授業料等を分けたうえで、入学金についてはその納付をもって学生は大学に入学し得る地位を取得するものであるから、その後、在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はないというべきであると述べ、消費者契約法第 9 条第 1 号の適用についてすることなく、不

返還特約の有効性を認めている。一方で、授業料等に関する不返還特約については、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するものとして、消費者契約法第9条第1号が適用されることを前提として、原告が引用するとおり、結論として平均的損害を超えるものであると判示している。

当該裁判例は、大学の在学契約等に関しては、入学試験に合格しても入学手続きを行わない者や入学手続きを行って在学契約等を締結した後にこれを解除しあるいは失効させる者が相当数存在することから、入学金の納付時点では、学生が実際に大学に入学するかは明確ではなく、大学側もこれをあらかじめ見込んで、合格者を決定しているという実情を前提として、学生の入学が客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点(4月1日)よりも前の時期における解約に伴う事務手続等の損害は入学金の不返還によって賄われるべきであり、授業料等は消費者契約法第9条1号の平均的損害に該当しない旨を示したものである。すなわち、当該裁判例は、大学の在学契約等の実務上、入学金の納付の時点では、学生が入学をしない蓋然性が十分に見込まれること、及び学生が入学をしなかった場合の損害については入学金の不返還により対応することが認められることを前提として、4月1日以降の授業料等の不返還特約を無効と判断したものと考えられる。

一方で、本件挙式披露宴実施契約においては、在学契約と異なり、複数の披露宴会場に対して予約を行ったうえで、最終的に挙式披露宴を実施する会場を選択するということは一般的に行われておらず、契約を締結された場合、当該契約を締結した披露宴会場において挙式披露宴の実施を行うことが通常である。従って、上記最高裁判例の判示の前提となる実務慣行が存在しないため、上記最高裁判例を本件にそのまま適用することはできない。仮に、上記の裁判例の原告引用部分を本件に適用した場合、本件挙式披露宴実施契約においては、上記の大学の在学契約等のような実務慣行が存在しない以上は、本件挙式披露宴実施契約が締結された時点で、挙式披露宴の実施が客観的にも高い蓋然性をもって予測されることが考えられることから、本件挙式披露宴実施契約締結後に当該契約がキャンセルされることを被告において織り込むべきとはいえず、本件挙式披露宴実施契約

にキャンセルにより生じた損害も平均的損害と認められると考えられる。

また、原告は、東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決を引用し、1 年以上前の時期の解約については、平均的損害に含まれないと主張する。当該判決は、「挙式予定日の 1 年以上前から被控訴人店舗での挙式等を予定する者は予約全体の 2 割にも満たないのであるから、被控訴人においても、予約日から 1 年以上先の日に挙式等が行われることによって利益が見込まれることは、確率としては相当少ないのであって、その意味で通常は予定し難いことといわざるを得ない」こと、及び「仮にこの時点で予約が解除されたとしても、その後 1 年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待し得る時期にあること」を理由として、解約による利益の喪失は消費者契約法第 9 条第 1 号にいう平均的な損害に当たるとは認められないと主張する。

しかし、挙式披露宴の実施日から 1 年以上前の時点で挙式披露宴実施契約が締結される件数が相対的に少ないとしても、当該契約が締結された後に解除されることが一般的というわけではないことから、被告において当該契約の解除を織り込むべきということはいふことはできない。また、「その後 1 年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待し得る時期にあること」については、解除後に新たな予約が入ることは確実でない以上、当該時期の解約について一律に通常生じるべき損害に該当しないと抽象的に判断すべきでなく、再販率、非再販率に基づいて具体的に検討されるべきである。2 で述べる通り、東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決は、大阪高裁平成 27 年 1 月 29 日判決及びその原審である京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決並びに当該大阪高裁判決に対する上告を棄却した最高裁平成 27 年 9 月 2 日決定により変更されたとみるべきであり、東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決を元とする原告の主張に理由がないことは明白である。

2 BIA は 1 年以上前の解約による損害を織り込み済みと扱っていないこと

原告は、BIA のモデル約款の策定に関する、解約時期別解約件数、再販件数、非再販件数、非再販率に関するアンケート調査について、365 日より前が調査項目に入っていない

いことをもって、予定日より 365 日前の解約については、業界において解約料を徴収しないのが通常であることからアンケート調査の項目に含める必要がないという判断であったと主張する。しかし、かかる主張には何らの根拠もなく、単なる原告独自の推測に過ぎない。

そもそも、BIA のモデル約款第 6 条(乙 23)においては、365 日前までの解約についても、解約料金が発生する記載例となっており、BIA が 365 日前の解約については、業界において解約料を徴収しないのが通常である等との判断を行っていないことは明らかである。

また、原告は、東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決と、大阪高裁平成 27 年 1 月 29 日判決及びその原審である京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決は、矛盾するものではなく、1 年以上前の時期の解約については東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決が適用されるべきである旨主張する。

しかし、京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決の事案は、本件と同様に、挙式披露宴実施契約に係る解約料条項の適法性が問題となった事案であるところ、当該披露宴実施契約における解約料条項にはキャンセル料の計算方法に関して、「〈1〉前日を含む三六五日以前 申込金の二五%」という文言が明記されている。また、当該判決では、「被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、挙式披露宴の開催日の一年以上前から挙式披露宴実施契約を締結しており」や、「しかし、被告においては、開催日の一年以上前から本件契約の締結が行われており、」と述べられており、披露宴実施日の 1 年以上前に契約が締結されている実態があることを前提としており、当然、かかる契約が 1 年以上前に解約される可能性があることも織り込まれたうえで判決がなされたものと考えられる。従って、京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決は 1 年以上前の時期の解約についても適用されることは明らかであり、当該判決と矛盾する東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決は、大阪高裁平成 27 年 1 月 29 日判決及び京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決並びに当該大阪高裁判決に対する上告を棄却した最高裁平成 27 年 9 月 2 日決定により変更されたと解すべきことは当然である。

3 契約の成熟及び法的性質について

原告は、本件挙式披露宴実施契約が成熟性の認められる契約であり、「披露宴当日よりも1年前まで」の時期においては、計画策定の段階にあり、計画実施のための手配の段階には至っていないところ、計画策定段階における解約は準委任契約の解約と解釈すべきであり、顧客には割合的利益も存在しないため、報酬支払義務を負わない旨主張する。しかし、かかる計画策定段階、計画実施のための手配段階という区分は原告独自の解釈により設けた基準に過ぎない。被告が従前から主張しているとおりの、本件挙式披露宴実施契約において、被告は顧客との間で契約を締結した時点から、顧客が希望する会場の時間枠を顧客のために確保するという義務を負う一方で、顧客は当該時間枠において挙式披露宴を行う権利を確保できるという利益を得ている。加えて、被告は、契約の締結後の初期段階から、被告以外の結婚式場でも使用することができる挙式披露宴に関するノウハウ等を提供していることから、この点でも顧客は実際に利益を受けている(当該ノウハウ等については、仮に挙式披露宴実施契約が解除された場合でも被告以外の結婚式場において使用できるものであり、当該ノウハウ等の提供が成果完成型の準委任契約あるいは請負契約でないことは明らかである。)。従って、計画策定段階、計画実施のための手配段階という明確な区分を設けたうえで、それぞれに扱いを変えることは本件挙式披露宴実施契約の実情を踏まえないものである。

4 類似する契約について

原告は、本件挙式披露宴実施契約に類似する契約として、受注型企画旅行契約を挙げ、標準旅行業約款受注型企画旅行契約の部において、受注型企画旅行契約では取消料收受期間前(原告の主張する計画策定段階)は、企画料金の金額を明示していた場合に限り、取消料の徴収が可能とされていることから、本件挙式披露宴実施契約についても計画の作成段階と計画の実施段階が分かれており、計画の作成段階の解約については解約料を収受することができないと主張しているものと思われる。しかし、本件挙式披露宴

実施契約においては、上記のとおり、顧客は契約締結時点から希望する会場の時間枠において挙式披露宴を行う権利を確保できるといった利益を得ており、計画の作成段階と計画の実施段階を明確に区別できるものではない。

また、同様に、原告が類似する契約として挙げる冠婚葬祭互助会契約は、履行請求前までは、葬祭費用を資金を積立てておき、履行請求により具体的な冠婚葬祭の履行義務が生じるものである。冠婚葬祭互助会契約は、加入者の死亡により葬儀を行う必要が生じた場合等に履行請求がされるまでは、事実上積み立てを行っているにすぎず、履行請求がなされて初めて具体的な冠婚葬祭の実行に着手するものであることから、契約締結時から具体的な権利義務が発生する本件挙式披露宴実施契約とは全く性質が異なるものである。原告が引用する判例は概ね冠婚葬祭互助会契約に関するものであり、本件には当てはまらないものである。

5 被告の主張に対する反論に対する再反論

(1) 被告の主張の前提について

原告は、被告が、本件挙式披露宴実施契約の解約にかかる法的性質を請負契約における注文者の解除権と同様のものとしていることを前提として反論を行っている。しかし、被告は、本件挙式披露宴実施契約の法的性質は全体として民法に規定されていない非典型契約であると主張しており、請負契約における注文者の解除権と同様であると主張しているわけではない。また、原告は、被告が「最新のお見積り金額」相当の損害(逸失利益)が生じたものとして、消費者に対してその賠償を求めていると述べているが、本件において争点となっている平均的損害は、法令上の概念であり、実際に損害が生じたことを前提としているわけではない。また、被告は本件解約料条項に規定する解約料の金額の範囲で、本件解約料条項の有効性を主張しているにすぎず、逸失利益全体の賠償を求めているものでないことは明らかである。

(2) 請負契約の性質について

原告は、ウェディングの具体的な細目を定めた計画が立案されていない段階では、仕事の内容・仕様が確定していないことから、請負契約に該当せず、請負契約における注文者の解除権に基づき逸失利益を算定することはできないと主張する。上記のとおり、被告は本件挙式披露宴実施契約が請負契約であると主張しているわけではないが、仮に、請負契約の性質を有するとしても、原告がその主張の根拠として引用する東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決では「契約の成立に当たっては契約内容の全てが確定している必要はなく、契約の重要部分が確定していれば契約は有効に成立すると解するのが相当であるところ、結婚式及び結婚披露宴を開催する契約は、特定の日時及び会場において、結婚式という儀式及び結婚の披露宴を開催するというサービスを提供することが、その契約の重要な部分であると解すべきである」と述べられており、当該裁判例を前提としても披露宴において被告が提供する役務の内容全てが確定していなくても重要部分が確定していれば請負契約が有効に成立するものである。本件においては、披露宴で提供するサービスの細部の内容までは確定していないとしても、被告は顧客に対して、具体的な内容を記載した見積を提示しており、上記の東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決が述べる契約の重要部分に加えて、披露宴で提供するサービスの内容や金額についても概要は確定していると考えられる。また、原告は被告の見積りにおいて、パッケージとなっている部分があることをもって、契約の内容が確定していないと主張するが、当該パッケージは、その内容に応じたグレードの、顧客が選択するサービスを同一のパッケージ料金で顧客に対して提供することを内容とするものであることから、被告の提供するサービスの内容及び料金がより具体化していることを示すものであり、この点は却って契約の重要部分の内容が確定していることを基礎づける事情である。

(3) 再販率について

原告は、本件挙式披露宴実施契約が披露宴当日の 1 年以上前に解約された場合の同時間枠の再販について、「事業者の通常の営業努力による損害の回避可能性からすれば、通常通りの体制での再販は可能なはずである。」と主張する。しかし、当該主張には何らの

根拠もなく、そのように解釈すべきであるとの原告の独自の見解を述べているに過ぎない。そのため、「規範的な意味で、」と留保をつけた主張をしていると思われるが、1 年以上前に解約された場合であっても再販が不可能な場合があることは被告が提出した証拠から明白であり(乙 22 の 1)、原告の主張は客観的な証拠に反するものである。

(4) 粗利率について

原告は、「粗利」には「販売費及び一般管理費」が含まれるところ、「販売費及び一般管理費」は契約が解除されたとしても支出を免れない経費であることから、「解除に伴う損害賠償額を予定」するものではなく、「平均的な損害」に含まれないと主張する。しかし、「販売費及び一般管理費」は、事業者が抱える多数の取引案件それぞれから一定割合ずつ負担されることが想定されているものであり、当然、固定費用の按分負担を前提として個別のサービス料金を設定しているものである。かかる事情を前提とすると、本件挙式披露宴契約が解除された場合、被告は、当該取引案件に割り当てられた「販売費及び一般管理費」相当額を収受することができなくなるのであるから、解除により「販売費及び一般管理費」相当額について損害が生じていることは明白である。大阪高裁平成 27 年 1 月 29 日判決及び京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決並びに当該大阪高裁判決に対する上告を棄却した最高裁平成 27 年 9 月 2 日決定においても、「販売費及び一般管理費」も損害額に含む粗利額を前提とした計算式が採用されている。

なお、原告は、交通事故の場合の逸失利益の算定の基礎収入に含まれる固定費は、営業を全部停止してしまった場合に限られることをもって、逸失利益の算定基礎に含まれないと主張する。しかし、交通事故のような偶発的なケースにおいては、元々、被害者の事業において加害者が負担すべき固定費が存在するわけではないのに対し、契約の解除の場合は、当該契約の対価の中に固定費用部分が存在することは当然の前提となっていることから、解除に伴う損害に「販売費及び一般管理費」を含むべきことは明白である。

第2 求釈明申立書について

旧規約を現行規約に変更した時期は、平成 27 年 7 月 1 日である。前記のとおり、被告は、契約の締結後の初期段階から、被告以外の結婚式場でも使用することができる挙式披露宴に関するノウハウ等を提供しており(被告第 1 準備書面 5 頁参照)、顧客は実際に利益を受けているところ、かかる状況の中で、解約手数料を収受できないとすると、ノウハウを事実上無償で提供することとなることを避けるため、契約締結後の初期段階ではノウハウを顧客に提供しないこととするか、解約により損害が生じることを見込んで顧客に対するサービス提供料金に当該損害相当額を上乗せする必要があるが生じる。このような事態は顧客全体の不利益となることから、顧客に対して合理的な価格で十分なサービスを提供することができるようにするため、規約を変更したものである。

以 上